

## 地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化の促進に関する基本的な方針

### 第1号 産業集積の形成等の意義及び目標に関する事項

地域が国内のみならず国外の様々な産業特性を有する地域との競争に直面する今日、公共事業に単に依存するのではなく、自律的・持続的な成長を実現するための地域経済の基盤の強化を図ることが当該地域の経済活性化にとって重要である。また、そのような地域が国内に多数存在し、経済社会環境の変化に応じて目指すべき目標を柔軟に設定し、互いに切磋琢磨する構造が日本経済全体の競争力向上に不可欠と言える。

特に今後、経済のグローバル化がますます進展する中では、地域が主体性を発揮し、それぞれの強みを生かした地域経済振興に取り組むことにより、当該地域に国の内外から企業、人、資本、技術及び情報の集中が促され、さらなるイノベーションや新産業創出が加速し、地域経済の発展と健全な国民経済の成長を可能とする好循環が実現する。

すなわち、地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化（以下「産業集積の形成等」という。）は、当該産業及び主要関連産業の事業活動の拡大、又は、新たな企業の立地等を通じて、地域の生み出す付加価値を増大するものであり、その効果的な取組は、優良な雇用機会を創出する。特にグリーン・イノベーションやライフ・イノベーションといった成長分野への取組は、今後新たな需要と雇用の創出が一層促進されることが期待されることから重要である。こうした取組は、地域外から所得を得る産業、地域内での需要に対応して付加価値を生み出す産業の双方を活性化し、地域全体の活力を高めることとなる。

産業集積の形成等に当たっては、地域が自らの強みを認識し、その強みを増進させつつ活用した特色ある地域経済の将来像を描くことが重要である。例えば、当該地域に形成されている産業集積、伝統的に蓄積されてきた技術・技能、大学、高等専門学校、工業高校等の教育機関の存在、空港、港湾、高速道路網、電力・ガス等のエネルギー供給施設、通信設備等のインフラの整備状況や機能、豊富な水源など事業活動にとって重要な自然環境、従業員の暮らしを支える商業施設、教育機関等の生活基盤、さらには経済活動の静脈機能を担うリサイクル施設や社会システムの整備状況等は、地域の強みとなりうるものである。地域においては、このような「強み」を把握した上で、企業ニーズを的確に捉え、地域の関係者全員が共有する具体的な将来像と成果目標及びスケジュールを設定し、実現に向けたステップを進んでいくことが大切である。このため、基本計画の作成に当たっては、市町村及び都道府県がコーディネーターとしての役割を担い、地域の経済

団体及び事業者、大学や研究機関、金融機関等を始めとする関係者で構成される地域産業活性化協議会を設置し、必要に応じて地域外の有識者の知見も活用しつつ、議論を尽くすことが重要である。また、基本計画には具体的な成果目標を記載し、進捗状況に関する評価を実施するとともに、経済情勢の変化等に応じて必要な見直しを柔軟に行うことが重要である。具体的には、基本計画に以下の事項が明確に定められることが必要である。

〔基本計画に定められるべき産業集積等の目標〕

- ① 地域の将来像の概略
- ② 集積区域
- ③ 集積業種
- ④ 具体的な成果目標

《必須的記載事項》

産業集積の形成等が図られた姿は、集積区域における集積業種の付加価値額を用いて設定することとし、少なくとも計画期間内に同付加価値額がおおむね5%以上増加するような目標設定を行うことが適当である。

また、同付加価値額の増加目標を設定するための補助的指標として、以下の指標についても目標設定を行うこととする。

- 計画期間を通じた集積業種に関する企業立地件数又は新規事業件数
- 計画期間を通じた集積業種における製造品出荷額又は売上高の増加額
- 計画期間を通じた集積業種に関する新規雇用創出数

《任意的記載事項》

この他、地域や集積業種の特性に応じて、基本計画の目標を評価するために適切な指標がある場合には、当該指標を用いて目標を設定する。以下が例示として挙げられる。

- 集積区域における波及的な経済効果を表す域内総生産額
- 集積区域における企業立地件数
- 集積区域における全般的な雇用創出効果
- 集積業種における現地調達率の向上
- 基本計画推進に関する各種施策、自治体の取組状況に関する事業者、大学等の関係主体の満足度

- ⑤ 目標達成に向けたアクションプランとスケジュール

事業者の設備投資や高度な技術開発、事業活動に必要な人材育成やインフラ整備等、計画達成には様々な事項が計画的に推進される必要がある。この際、大規模なインフラ整備等には相当な長期間を要する場合もあるが、企業を取り巻く経済情勢の変化を踏まえると、あまりに長期の計画は企業ニーズから乖離するおそれもある。このため、基本計画の計画期間は原則5年とし、

その期間内においても定期的な見直しと必要に応じた改訂を行うものとする。また、基本計画の初年度から最終年度にかけて、基本計画に関与する自治体、事業者等が目標達成に向けて行うべき事項を具体的に記載したアクションプランを明示することとする。

なお、計画期間終了後、さらに継続して事業を実施する必要があると見込まれる場合には、企業を取り巻く経済情勢の変化や企業ニーズ、それまでの計画の実施状況の評価を踏まえ、改めて基本計画を策定することとする。

## 第2号 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域のうち企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域の設定に関する事項

### (1) 集積区域設定に当たっての基本的考え方

産業集積の形成等に当たっては、地域の強みを生かせる立地地点を的確に捉えることが重要である。①集積を目指す産業に属する事業者の分布状況、②大学、研究機関、高等専門学校、工業高校等の分布状況、③事業者、大学、研究機関等の関係者が連携を図るためのインフラ整備状況、④地域における主導的な役割を果たしうる公的セクターの存在、⑤潜在的な労働者の通勤可能範囲や住宅等の周辺住環境の整備状況等、集積を目指す産業にとって強みとなる各種経済資源の賦存状況を考慮し、集積を促進する区域を設定する必要がある。その際、集積区域を無限定に拡大するのではなく、産業集積の形成等を効果的かつ効率的に促進するためには、一定の地域に集中的に施策を実施することが適当であることを踏まえ、最も効果的な区域を定めることが必要となる。

具体的には、関連産業の集積や教育機関が存在することなど、あくまでも基本計画の実現にとって統合的な地域を選定することを前提とし、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であって、その可住地面積がおおむね20万ヘクタール以下である地域を一つの集積区域として設定することが妥当である。

また、企業の新分野進出や異業種連携が進み、業種間の垣根がなくなりつつある中、イノベーションを加速させるためには、従来の特定地域における産業集積内での連携だけではなく、異なる産業集積間の連携がそれぞれの産業集積の形成等を図る上で重要になってきている。

そのため、特定地域における産業集積の形成等だけではなく、広域的な視野に立った、産業集積間の連携についても積極的に取り組んでいくことが必要である。ただし、産業集積間の連携の場合であっても、都道府県の行政区域の外縁を超えて集積区間を設定する場合は、自然的経済的社会的一体性を確保し、また実効性の高い連携とするためにも、地理的に連続性を有する都道府県内の集積区域との連携であることが必要である。

なお、集積区域の設定に当たっては、国土形成計画や農業振興地域整備計画、都市計画等の各種土地利用に関する計画又は方針との整合性の確保を図るとともに、都市機能の無秩序な拡散を招かないように十分配慮することや自然環境保全上重要な地域への十分な配慮が必要である。

集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域（以下「企業立地重点促進区域」という。）は、集積区域より更に狭い概念であり、当該区域では、企業立地に資する事業環境整備に効果を有する工場立地法の特例及び農地法等の処分の迅速化の配慮が及ぶこととなる。そのため、自治体としては、かかる効果を有効に活用して工場用地の造成を特に推進するなど集積区域よりも更に集中的に政策資源の投入を行うことが適当な区域を企業立地重点促進区域として定めることが重要である。一方で、その際には環境の保全等に十分配慮する必要がある。

## （２）集積区域の設定方法

実際の集積区域設定に当たっては、地域産業活性化協議会に参加する市町村の行政区画の外縁を基本とし、市街地や自然環境保全上重要な地域等の企業立地促進に適さない区域を除外するなど、実態に応じた区域を設定することとする。また、企業立地重点促進区域を定める場合には、地番等を用いて定めることとする。なお、集積区域や企業立地重点促進区域を定める場合には、地図上に図示することにより、これらの区域を基本計画を閲覧する者に明らかにする必要がある。

## 第3号 集積区域においてその業種に属する事業に係る企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき業種の指定に関する事項

### （１）集積業種の選定に当たっての基本的考え方

産業集積の形成等の効果的な促進に当たっては、産業、さらには研究開発・技術開発、企画・設計、部品製造、完成品製造、物流拠点等の事業活動の中での機能によって、重視する事業環境が異なることに留意が必要である。

特定の産業集積が見られない地域において集積の形成を図る場合には、地域の歴史の中で培われてきた特徴的な人材、産業分野や伝統的な技術、インフラの整備状況や地理的条件などの地域特性を考慮して集積業種を定める必要がある。

既存の産業集積が見られ、これを活性化するに当たっては、同じように、地域の特性を踏まえることに加えて、①当該地域で創出される付加価値額、従業員数又は事業所数において5%以上を占めること、②当該産業分野において、先進的な技術や関連する特許を多数保有する企業や研究機関等が存在すること、③実際の取引関係に照らし、地域に存在する関連産業への波及効果が高いこと、④集積

業種に対応した人材供給力が高いこと等を集積業種を定める際の判断基準とすべきである。

また、集積業種の選定に当たっては、その集積の形成等が、所得、雇用等の側面でも当該地域経済に与える影響を各種統計データ等を用いて分析し、地域の目標に最も効果的なものであることを検証することが有益である。

なお、地域の特性等から一律に規定できるものではないが、集積を目指す業種については、限られた資源を集中投入するという「選択と集中」の考え方に基づき、多くとも数業種に絞り込むことが適当である。

## (2) 集積業種の設定方法

基本計画の目標を明確にするために分かりやすい記載方法とする。具体的には、特定の業種に加えてその主要関連業種までを集積対象に含め、「〇〇製造業及びその関連業種」と記載することや、当該地域の大きな強みである水等の地域資源に着目し「〇〇利用産業」と記載することとする。ただし、その具体的内容を明確にするため、集積を目指す業種及びその主要関連業種に応じて産業分類中分類又は小分類を用いて別途記すこととする。

## 第4号 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する基本的な事項

### (1) 事業環境整備に当たっての基本的考え方

国内外の区別なく、市場での競争が進展する状況の下で、企業立地等を通じた産業集積の形成等を図るためには、企業ニーズを踏まえながら事業環境の整備を総合的に行っていくことが重要である。事業環境整備の一貫として、税負担の軽減や助成金等の支援措置は有効な政策手段であるが、事業者は必ずしも一時的な資金面での助成のみを評価事項として立地地点を選定しているわけではなく、トータルの生産コスト、インフラの整備状況、従業員確保の容易性や人材育成への支援措置、従業員の生活環境への配慮等、様々な考慮事項を総合的に勘案し、事業再編の中で最適な企業立地地点を選定することに留意する必要がある。このため、企業の声に耳を傾けながら、以下の事業等に関する支援を行っていくことが重要である。

### (2) 産業用共用施設の整備等

ビジネスにおけるスピードが加速度的に速まっている今日、事業者は立地選定

から操業開始までの期間を重視している。他方、一定規模の用地を確保する場合には、地権者との交渉などに相応の時間や費用を要するのが実態である。このため、自治体においては、既存の工業団地や工場跡地などの工場適地や業務用地に関する情報を体系化し、事業者適切に開示することが必要である。また、既存の工業団地について、事業者のニーズに柔軟に対応することが重要である。さらに、集積業種の円滑な立地に向けて、関連企業との連携、人材の確保、物流コストの低減等、立地条件に優位性を持つ工業団地の整備等を進めることが望ましい。

また、産業集積の形成等を効果的に促進するためには、事業活動の安定継続を見据えながら、貸工場やインキュベーション施設、高度な検査機器等を備えた試験研究施設、最新鋭の実習用製造装置等を整備した人材育成機関、物流コスト低減とエネルギー利用効率向上に資する物流施設等、当該地域に必要な施設整備に取り組むことが重要である。さらに、今後は、スマートグリッドや蓄電池等を活用して安定的に再生可能エネルギーを供給することを可能とする設備や、共用の水リサイクル施設等の資源の有効活用等に資する新たな産業インフラの充実が望まれる。

### (3) 人材育成・確保支援

事業活動の基本となるのは勤勉でその業務に必要な知識やノウハウ等を有する人材であるが、産業及び事業活動の機能によって、求められる能力と人数は異なる。このため、集積業種の誘致に当たっては、当該業種に属する事業者がどのような人材を求めているかを事前に把握し、国の地域雇用開発のための施策の活用を図りながら、地域の教育機関と連携して最適なプログラムの作成や研修等を行い、人材の育成に努めることが重要である。地域の教育機関においては、地域や学校の実態、学生・生徒の特性に応じて、事業者等から協力を得ながら、地域の人材育成に貢献することが重要である。また、遠隔地から若年層の人員を確保する場合等には、住宅施設の整備を行う企業も見られ、こうした従業員の生活面での課題に対する支援も効果的な施策となりうるものである。

### (4) 技術支援等

産業集積の形成等の効果的な促進に当たっては、地域の既存企業の技術力の向上等により取引先としての魅力を高め新たな企業の立地を呼び込んだり、既存企業間の取引の拡大を促進することが重要である。しかしながら、比較的事業規模の小さい事業者にとってみれば、新たな取引に対応するためには、自らの有する技術を新分野に展開する必要がある、メーカーの求める技術水準等に関する情報が十分でないなどの事業リスクを考慮すれば、新分野進出をちゅうちょするおそれもある。このため、技術指導や技術開発への支援等を行い、地域の既存事業者

による新事業分野への展開を支援することが重要である。また、新たに進出した企業に対しても、技術動向に関する情報提供や技術指導等の各種支援制度を整備することが必要である。

#### (5) 道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携

物流コストの低減や人の移動の円滑化は、事業者の事業活動の効率化、関係事業者や研究機関等との有機的な連携等の観点から重要である。基本計画は社会資本整備を定めるものではないが、自治体において、産業集積の形成等を推進するに際しては、広域的な視点も踏まえ、国との適切な役割分担の下、道路、港湾、空港等社会資本に関する整備計画との連携を図りつつ、戦略的に進めることが重要である。その際には、個別のハード面での整備及び充実のみならず、インフラ相互間の接続による相乗効果の発揮や、空港運営の24時間化などの運用面での柔軟な対応も必要である。

#### (6) 東日本大震災の教訓を踏まえた地域が一体となった継続計画の策定

平成23年3月に発生した東日本大震災による被害は、施設設備等に対する直接被害のみならず、地域における企業間取引の断絶等、企業の事業継続性にも大きな影響を与えるものであった。企業によっては、様々な災害リスクに対応するため、これまでも、事業継続計画を策定し、災害が発生した場合でも、事業リスクをなるべく小さくするとともに、できる限り早急に事業を復旧するための備えを行ってきたところもある。しかしながら、今般の東日本大震災においては、供給網（サプライチェーン）全体の可視化や物流ルート多重化等が不十分であったこと、さらには、現行の事業継続計画では、地域における企業間取引の断絶等に対する対応が難しく、地域産業集積基盤の維持や地域雇用に対しては効果的ではなかったことが指摘された。こうした教訓を踏まえると、今後は、企業ごとで定める事業継続計画の見直しに加え、企業や行政等も含めた地域が一体となった継続計画の策定を検討していくことが重要である。

### 第5号 地方公共団体相互の広域的な連携に関する事項及び産業集積の形成等に密接な関係を有する者と地方公共団体との連携に関する基本的な事項

事業者の経済活動の範囲は既存の行政区域には捕らわれず、製品やサービスの生産、販売等の事業活動や従業員の通勤、生活などは、複数の市町村にまたがり、場合によっては県境、さらには国境を越えて行われている。このことから、基本計画に参加する地域の特長や実際の事業活動の状況等を踏まえ、一定の地理的範囲で、それぞれの地域特性に応じた役割分担や機能の連携等が合理的なものと

なっていることを前提に、広域連携の下で、特色ある基本計画を策定し、実施することが重要である。

具体的には、例えば、ある自治体では立地地点としての工業用地整備や各種インフラ整備に取り組む一方で、当該地域での業務に従事する従業員の多くが居住すると見込まれる地域では教育機関での人材育成や生活環境の整備、通勤に必要なインフラ充実等の施策に取り組むような役割分担が考えられる。また、広域的な整備及び活用により特に費用対効果が高まると考えられる工業用水等の産業インフラの整備や高度試験研究施設の設置などについても、重複投資の排除や行政コスト削減の観点から、広域にわたる複数の自治体が連携して取り組むことが重要である。加えて、地域が一体となった継続計画を策定する際にも、企業や行政等を含め、地域が連携して、産業インフラに係る防災・減災情報の共有、供給網（サプライチェーン）の可視化、物流ルート多重化等に取り組むことが実効性のある計画とする上で重要となる。かかる広域的な取組は、異なる基本計画を策定する自治体間でも効果を発揮するものと考えられ、行政運営に当たっては常に広域連携の視点を持つことが大切である。

さらに、産業集積の形成等に当たっては、自治体と民間事業者、商工会や商工会議所等の地域の経済団体、地域の大学を始めとする研究機関、教育機関等との緊密なネットワークを構築し、施策の広報から個別具体的な事業への支援や協力まで、様々な活動に取り組むことが重要である。このため、例えば、工業高校等で行われる教育に係る内容を基本計画に盛り込む場合には、教育委員会や私立学校主管部局とあらかじめ十分な連絡調整を図るなど、関連機関の連携・協力が得られるよう十分配慮する必要がある。

## 第6号 集積区域における企業立地及び事業高度化を促進するために必要な総合的な支援体制の整備に関する事項

### (1) 首長のリーダーシップの発揮

企業立地に当たっては首長がリーダーシップを発揮し、既存立地企業を含め、集積対象業種に属する事業者を個別に訪問し、具体的なニーズを把握した誘致活動を自ら行うなど、効果的なトップセールスに努めることが重要である。また、立地企業の事業活動に行政の多くの部局が関わることを踏まえ、企業立地の重要性を組織内に浸透させること等を通じて、総合的な支援体制を構築することが必要である。

### (2) ワンストップサービス体制の整備等を通じた実効性ある企業立地支援

事業者にとっては、経営戦略に関する意思決定から実行にかけてのスピードが



ますます重要となっている。このため、自治体においては、事業者の立場に立ち、事業者の事務負担軽減や企業立地に関する許認可、各種手続の迅速化等を進める実効性の高いワンストップサービスを提供する体制整備が必要不可欠であり、実効性を確保するため、具体的には以下の事項等に取り組むことが重要である。

- ① 手続に関する標準処理期間を定め、各種規制の運用を可能な限り事前に明確化し、事業者の予見可能性の確保に努める。
- ② 申請書類の記載方法や建築確認の申請時期等、事業計画の円滑な遂行に必要なアドバイスを行う。
- ③ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく事業者の計画に対する承認について、30日以内に対応することを原則とする。

### (3) 市町村及び都道府県の緊密な連携の重要性

都市計画法等の規制を始め、企業立地に関する手続については、市町村と都道府県の双方に関係する事項も存在する。このため、市町村と都道府県の両者が緊密な連携と適切な役割分担を図り、事業者のニーズにきめ細かく対応することが重要である。

### (4) 制度運用における柔軟な対応等

企業立地に関わる各種規制や条例の適用及び運用に当たっても、法令遵守は当然であるが、当該規制等の保護法益の確保を大前提に、申請書類の削減、既存データや資料の有効活用等を通じて事業者負担の軽減や規制に係る手続等の迅速化を図る等、行政には柔軟な対応が求められている。また、実際の立地に当たり、地域住民の理解増進の側面においても自治体の積極的な対応が重要である。

### (5) 企業立地後の支援の重要性

事業者の視点に立つと、企業立地段階における一時的な支援活動のみではなく、立地後においても継続的にフォローを実施し、新たなニーズや課題への迅速な対応に取り組むことが極めて重要である。また、地域経済の活性化の観点からは、新規企業立地の誘致のみならず、既存事業者の新たな取組等への支援も同じく重視すべきである。行政はサービス業であり、グローバル経済下での事業者ニーズへの対応においては、日本国内の公的セクターのみならず、諸外国の行政府との競争下に置かれていることを十分に認識し、事後的なフォローアップ、既存企業のニーズ把握と事業環境整備に向けた取組に努めることが重要である。

第7号 環境の保全その他の産業集積の形成等の促進に際し配慮すべき事項

企業立地を始めとする様々な事業活動は、安心できる安全な住民生活や環境の保全など、地域社会が追求する様々な価値観と調和の取れた形で進められることが重要である。特に、企業の立地先決定において人材確保は重要な判断要素となっていることから、良質の人材が確保できるような環境の整備が重要である。こうした環境整備については、そこに住む人の視点に立って取り組んでいくことが必要である。これにより初めて、企業立地等を通じた特色ある地域の産業集積が、自律的かつ持続的な経済成長を可能とすると言える。また、企業立地を通じた地域の産業集積によって、犯罪及び事故を増加させ、又は地域の安全と平穩を害することのないよう配慮することが重要である。

このため、例えば、都市緑地法等を活用し、緑の基本計画を策定する等の環境保全に取り組んでいくことが重要である。また、緑地確保のみならず、大気汚染防止対策、排水処理、土壌汚染防止対策、騒音・振動対策及び悪臭対策並びに地球温暖化対策など、事業活動に伴い課題が生じうる事項への対策に対する環境保全の取組、さらに住民の理解を得るための取組が自治体には求められる。また、防犯設備や防犯体制、犯罪や事故の発生時における警察への連絡体制の整備、災害発生時を想定した地域が一体となった継続計画の策定等、地域の安全と平穩等を確保するために効果を有する取組を住民の理解を得ながら行っていくことが重要である。

この他、基本計画を通じた産業集積の形成等に当たっては、国や都道府県、市町村等の定める次の計画等との調和を保持し、また、都市機能の無秩序な拡散の防止や、農林漁業の健全な発展との調和の確保に十分配慮する必要がある。

- ① 国土形成計画
- ② 都市計画（都市計画法第 18 条の 2 の市町村の都市計画に関する基本的な方針を含む）
- ③ 中心市街地の活性化に関する法律に規定する基本方針及び基本計画
- ④ 河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は地方公共団体（港務局を含む）の計画
- ⑤ 農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画

## 第 8 号 その他産業集積の形成等の促進に関する重要事項

### （1）地域産業活性化協議会での合意形成の重要性等

地域の特色を踏まえた基本計画を作成するためには、市町村及び都道府県だけが計画の作成主体となるだけでは十分ではない。工場用地造成等の施設整備や人材育成事業等のソフト事業などの事業環境整備を実施する民間の多様な主体を

巻き込み地域が一丸となって計画的かつ継続的に地域産業の活性化に取り組む必要がある。

このため、市町村及び都道府県は基本計画策定に当たって、事業環境整備を実施し、又は実施すると見込まれる者と共同して地域産業活性化協議会を組織する必要がある、かかる協議会の場において十分に議論が尽くされることが重要である。また、かかる協議会は、地域経済活性化に資する様々な関連施策の連携を通じて政策の相乗効果を発揮し、また、自治体における類似組織の重複した設置を排除するとの観点から、可能な場合には、既に各地域に存在する各種協議会等や、今後、他の施策を遂行するために組織する必要がある協議会等を積極的に活用することが適当である。

### (2) 国による連絡会議の設置とその積極的な活用の促進

国においては企業立地手続等に関係する機関が連携し、中央及び地方ブロックごとに連絡会議を設置することにより、自治体や事業者からの問い合わせや各種手続への申請等に迅速に対応できる体制を確保し、連絡会議を定期的で開催して対応状況を報告するとともに、連絡会議の体制及び運営について定期的に点検し、見直していくことが重要である。自治体や事業者もこのような国によるワンストップサービスを積極的に活用するとともに、必要な改善提案等を行うことが望まれる。

### (3) 産業集積における開放性

集積区域での事業活動を活性化させるに当たっては、当該地域内部での関係者間の連携のみではなく、地域外、さらには国外の人材や事業者等との交流、情報交換を意識することが重要である。とりわけ、多様な発想、技術、技能、ノウハウ等の融合がイノベーションの進展には重要であることを踏まえ、開かれた産業集積の形成を目指すことが地域経済の活性化にとって重要と言える。

## 第9号 集積区域における集積業種に属する事業に係る企業立地及び事業高度化について指針となるべき事項

事業者は経済環境の変化に適切に対応するため、創造性と柔軟性を発揮しつつ、時宜を得た研究開発投資や生産能力増強投資等を積極的に展開する必要がある。このためには、内外の市場動向や技術動向等を迅速に把握するとともに、公的研究機関や大学、自らが有しない技術やノウハウを有する他の事業者等との戦略的な協力関係の構築、専門知識を有する人材の確保等が極めて重要となっている。

したがって、事業者は、事業者相互間における効率的な分業、事業高度化に資する情報の共有、研究開発における緊密な連携といった産業集積の有する機能を最大限に活用するとともに、集積区域において地域のコンセンサスの下で講じられる特定産集積のための様々な支援策を積極的に利用すべきである。

この際、事業者は、そのニーズに応じて地域の既存企業の技術力や研究機関等の知的財産の活用を行うなど、集積区域が有する強みを十分に生かし、最適な生産体制の確立や将来的な付加価値向上に向けた経営戦略の展開、新商品や新技術の開発など他との差別化を可能とするイノベーションの創出等を図っていくことが必要である。

一方、このような事業者の活動は、地域における産業集積の形成等を更に促進することとなり、域内総生産額の増加、雇用創出の促進など、地域経済に大きく貢献するものである。

かかる観点を踏まえ、都道府県が企業立地計画及び事業高度化計画の承認を行う際には、企業立地及び事業高度化の目標、事業内容及び実施時期が具体的であり実現可能性が高いこと、また、企業立地計画及び事業高度化計画の実施が当該地域の基本計画に照らし、産業集積の形成又は産業集積の活性化に寄与するものであるか否かを踏まえ、適切に判断していくことが求められる。

さらに、自治体においては、企業立地計画及び事業高度化計画の進展の状況を踏まえつつ、その事業環境の整備のための事業において、適切なフォローアップを行うことが必要である。さらには、必要に応じ、それらの事業の適切な修正を図り、一層効果的な事業とするよう配慮することが重要である。